

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ビジネス短信

付加価値税の引き下げと、法人税の引き上げを決定 (ウズベキスタン)

タシケント発

2019年10月02日

ウズベキスタンのシャフカト・ミルジヨエフ大統領は9月26日、大統領令第5837号「税務政策のさらなる向上に向けた施策について」に署名、10月1日から付加価値税（日本の消費税に相当）を20%から15%へ引き下げ、法人税は2020年から現在の12%から15%へ引き上げることを決定した。

税制については、2019年1月1日に大規模な制度改正が実施され、年商10億スム（約1,100万円、1スム＝約0.011円）を超える中小企業に付加価値税の支払い義務が生じたが、年商30億スムまでであれば、付加価値税の支払い、または「簡易手続き」（年商の4%を付加価値税分として納付）のいずれかを選択することが可能だった。

今回の改正では、2020年から「簡易手続き」制度の廃止も決定され、年商10億スムを超える中小企業は全て付加価値税を支払う義務が生じる。国家税務委員会は付加価値税の引き下げについて「納税者に10兆スム以上の税負担軽減をもたらす」と発表。ウズベキスタンを「2008年の金融危機以来最も付加価値税を引き下げた（25%引き下げ）国」としている。

付加価値税引き下げによる税収減収分は、法人税と物品税の引き上げで賄われる。2020年からの法人税引き上げに加え、アルコールやたばこなどの嗜好（しこう）品、ガソリンやプロパンガス、潤滑油などのエネルギー製品、ポリエチレン原料など化学品を中心に、物品税が引き上げられた。個人所得税や利息・配当などの税率に変更はない。法人税の引き上げについて、政府は「ウズベキスタンの法人税率はCIS諸国内でも最も低いレベルにあり、引き上げで大きな影響は生じない」と判断している。

(高橋淳)

(ウズベキスタン)

ビジネス短信 5501d60a237381fd

ジェトロ・メンバーズに関するお問い合わせ

ジェトロメンバー・サービスデスク（会員サービス室）

フリーダイヤル（平日9時～12時/13時～17時）

Tel : 0120-124-344

通常ダイヤル

Tel : 03-3582-5176 Fax : 03-3582-4572

E-mail : jmember@jetro.go.jp

Copyright (C) 1995-2019 Japan External Trade Organization(JETRO). All rights reserved.